

# 大阪市生活支援型食事サービス事業の利用申請に係る考え方 及びケアプラン等の記載内容について

大阪市福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課

生活支援型食事サービス事業は、要介護者または要支援者であって、単身又はこれらの者だけで構成する世帯の者で、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画等により買い物や調理ができず食事の確保が困難であること又は栄養改善の必要性が認められるとともに、配食による安否確認が必要であると判断される者が利用できる安否確認サービスです。

上記条件に該当する利用希望者は、配食事業者を通じて利用申請書及び居宅サービス計画又は介護予防サービス計画等を大阪市に提出し、大阪市の審査・決定を経て、サービスを利用することとなります。(利用上限食数は、要介護者が1日2食、要支援者は原則1日1食です。)

審査では、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画をもとに、生活支援型食事サービスが他サービスと調整の結果、真に必要な曜日・時間に設定されているか、次のとおり確認を行います。

## 記

### 1 居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画表）

**利用者の要件に該当する具体的な記載があること。**

#### ・世帯状況

単身世帯、要介護（要支援）者のみの世帯、要介護（要支援）者と重度障がい者のみの世帯で家族支援がない（または困難である）こと

#### ・配食の必要性

買い物や調理ができず食事の確保が困難、または栄養改善の必要性があること

#### ・安否確認の必要性

下肢の筋力低下や疾病等により外出困難または閉じこもりがちな状態であること

### 2 週間サービス計画表（介護予防週間サービス計画表）

**親族支援等のインフォーマルサービスを含め、他サービスの状況が漏れなく記載されており、利用調整の結果が明確に確認できること。**

※ 他サービス等の利用を通じて安否確認が行われている場合は、原則として本事業の配食を通じた安否確認の対象外となります。しかし、本人の状態から頻回な安否確認が必要な場合は、その理由を計画に明記するとともに、他サービスの利用時間と2時間以上空ける必要があります。

※ 常時、見守りが必要な状態像の方は、緊急通報システムの利用等、他の安否確認手段もご検討ください。

#### 【記載例】

	月	火	水	木	金	土	日
8:00	朝食(親族作置)	朝食(親族作置)	朝食(親族作置)	朝食(親族作置)	朝食(親族作置)	朝食(親族作置)	朝食(親族作置)
10:00							
12:00	通所介護	訪問介護 居食(ヘルパー作置)	通所介護	訪問介護 居食(ヘルパー作置)	通所介護	生活支援型配食	生活支援型配食
14:00							
16:00				訪問看護			
18:00	生活支援型配食	生活支援型配食	生活支援型配食	私費配食	生活支援型配食	夕食(親族と)	夕食(親族と)